

「国の基本指針の概要」

1 基本指針とは

基本指針とは、「子ども・子育て支援法第 60 条」に定められている、子ども・子育て支援のための施策を円滑に実施・確保するとともに、総合的に推進するための基本的な指針を定めたもの。

※主な記載事項

- ・子ども・子育て支援の意義
- ・制度に関する基本的事項
- ・地方自治体の事業計画の作成指針
- ・関連施策との連携

2 子ども・子育て支援新制度の意義

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要の高い子どもやその家族を含めすべての子どもと子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保持することを目指し、行政は、子育て支援の質・量ともに充実させ、家庭・学校・地域・その他の社会のすべての構成員も子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働して、未来を担う全ての子どもが健やかに成長出来る社会を実現していかなければならないとし、以下の 4 項目を記載している。

(1) 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

核家族化と少子高齢化の進行、共働き世帯の増加、就労形態の多様化等の環境の変化によって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっているとともに、保育に対するニーズはますます多様化してきている状況にあることから、状況に対応して、社会全体で子どもや保護者に必要な支援を行い、一人一人の子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

(2) 子どもの育ちに関する理念

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかげがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが重要であり、子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境の整備を目指す。

(3) 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提とし、また家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援は、保護者の育児を肩代わりすることではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、(1) や (2) の考えのもと支援を行うものである。

(4) 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指している。

3 制度に関する基本的事項

市は、地域住民の子ども・子育て支援の利用状況及び利用希望を把握した上で、「子ども・子育て支援事業計画」を作成することが義務付けられている。

また、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の質の確保・向上を図ること、障がい児、貧困な状態にある子ども等、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるよう配慮することなどが求められている。

4 地方自治体の事業計画の作成指針

子ども・子育て支援法において定められている、子ども・子育て支援事業計画作成の基本的事項がまとめられている。

(1) 基本的事項

- ア 全ての市町村・都道府県は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて事業計画を作成する。
- イ 市町村は、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況及び利用希望を踏まえて計画を作成する。
- ウ 計画作成段階において市町村間の調整、一定期間ごとに市町村と都道府県の協議・調整を行う。

(2) 必須記載事項

ア 教育・保育提供区域の設定

○教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。

イ 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込を定め、その算定にあたっての考え方を示す。

○認定区分ごと及び特定教育・保育施設又は特定型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

ウ 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定にあたっての考え方を示す。

○地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定める。

エ 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

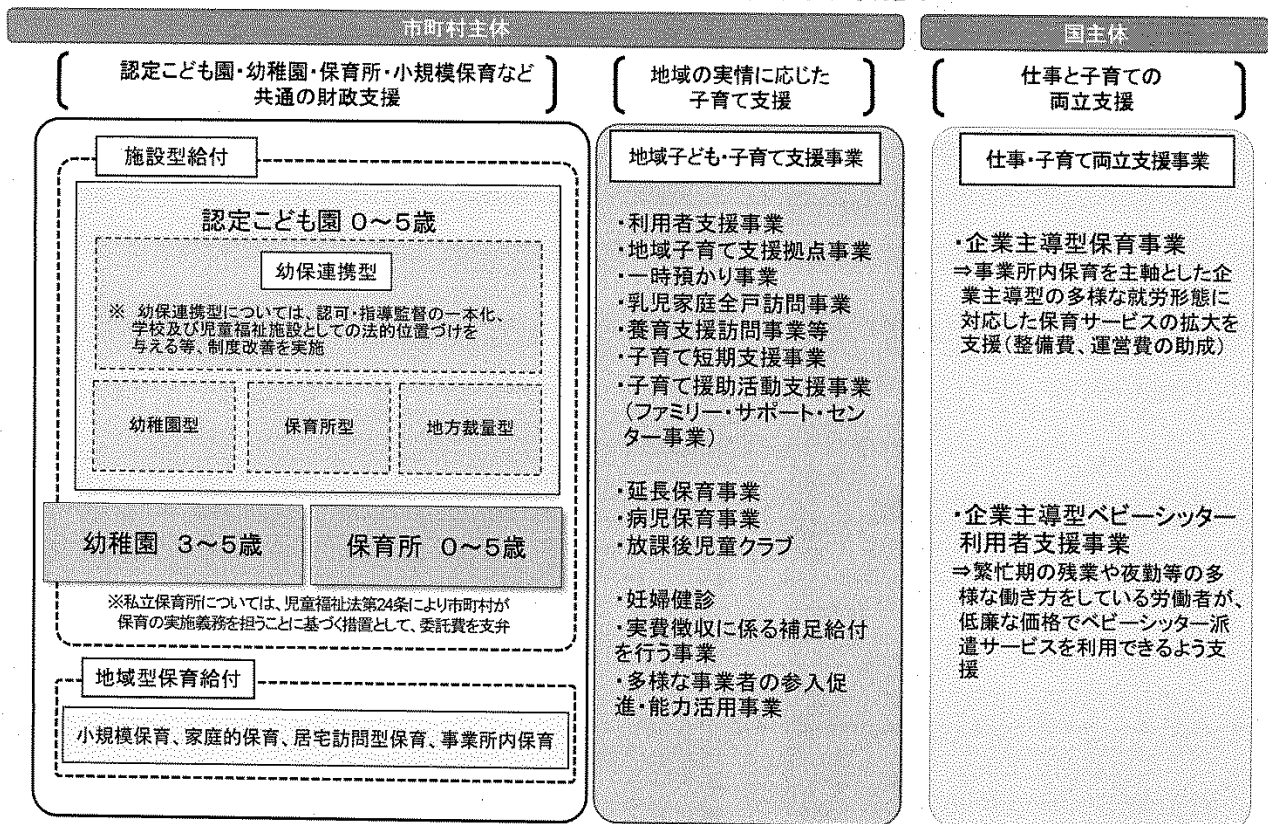
○認定こども園の普及にかかる基本的な考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等にかかる基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携推進方策を定める。

(3) 任意記載事項

ア 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念

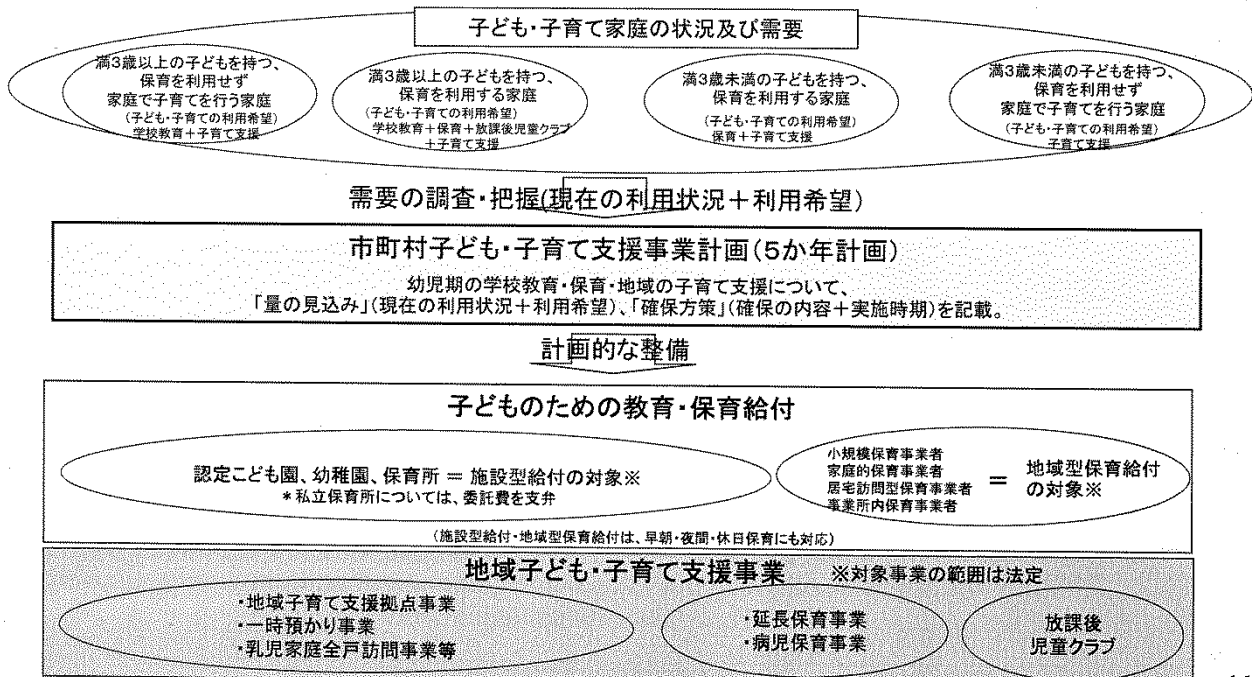
- イ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- ウ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
- エ 労働者と職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- オ 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期
- カ 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間
- キ 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及評価

子ども・子育て支援新制度の概要



市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント - 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

<量の見込み>

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況+利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項)

<確保の内容・実施時期>

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。

・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても、確保の状況を記載。量の見込みとの差がある場合、事業整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

<量の見込み>

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

<確保の内容・実施時期>

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

○ 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項

○ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

○ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携